

草加市草加西部地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、草加市が医療生協さいたま生活協同組合に業務委託する草加西部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員（保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士）が、地域の高齢者の心身の維持、生活の安定、保健、福祉、医療の向上と増進のため、必要な援助や支援を包括的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの担当職員は、高齢者を支援する地域の幅広い社会資源によって構成されるネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、①総合相談支援 ②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントを行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の運営にあたっては、介護・福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、公正で中立な運営に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称等および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称：草加西部地域包括支援センター
- ② 所在地：草加市草加 1-8-13

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- ① 社会福祉士：管理者 1 名（常勤）
管理者は、センターの職員の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。高齢者の総合相談や権利擁護事業、困難事例への支援、ネットワーク構築等を行う。
- ② 主任介護支援専門員：1 名以上（常勤）
主任介護支援専門員は、包括的継続的ケアマネジメント（困難事例等への支援、ケアマネジャー支援）等を行う。
- ③ 看護師：1 名以上（常勤）

看護師は、介護予防の指導を行う。

④ 社会福祉士：1名以上（常勤）

高齢者の総合相談や権利擁護事業、困難事例への支援、ネットワーク構築等を行う。

上記3職種は、その専門性や技能を互いに生かしながら、力を合わせて業務を行う。
介護予防給付の介護予防サービス計画と総合事業に関わる介護予防ケアマネジメントケアプラン作成を行う。

（営業日および営業時間）

第5条 センターの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日までとする。但し、日曜日、祝日と12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間：9時00分から17時00分までとする。
- ③ 緊急時・時間外の対応：携帯電話にて対応する。

（指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等）

第6条 指定介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容等は次のとおりとする。指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。介護予防ケアマネジメントは地域支援事業の額とする。

- ① 相談の場所：センター内または利用者宅とする。
- ② サービス担当者会議開催場所：センター、サービス事業所内、利用者宅とする。
- ③ 居宅訪問の頻度：3ヶ月に1回以上、または状態の変化等により適宜訪問する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、草加市草加西部地区（氷川町、西町、草加1～5）とする。

（その他運営についての留意点）

第8条 当該管理者は、職員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の体制を整備する。

- ① 採用時研修：採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修：年1回以上
- 2 職員は、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報に関しては、当該職員でなくなった後においても、これらの個人情報の適切な保護をするべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、草加市との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

以上については法人の規定に準ずるものとする。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日改定。

平成20年4月1日改定。

平成21年4月1日改定。

平成21年10月1日改定。

平成21年12月12日改定。

平成24年4月1日改定。

平成26年5月1日改定。

平成27年4月1日改定。

平成27年4月16日改定。

平成27年5月1日改定。

平成28年4月1日改定。

平成29年4月1日改定。

平成 31 年 2 月 18 日改定。

平成 31 年 2 月 26 日改定。

平成 31 年 3 月 11 日改定。

令和元年 5 月 11 日改定。

令和元年 7 月 1 日改定。

令和 2 年 7 月 11 日改定。

令和 5 年 5 月 11 日改定。

令和 6 年 3 月 31 日改定。